



国民年金保険料の免除申請ができる対象期間が拡大されます

国民年金は、所得が少ないときや失業等により保険料を納付することが経済的に困難な場合、保険料の免除を申請することができます。

▼これまでは、過去分の国民年金保険料の免除が受けられる期間は、申請時点の直前の7月(学生納付特例は直前4月)までの1年以内でした。

▼26年4月からは、申請時点の2年1カ月前の月分まで申請できるようになります。

■失業などの特例免除の対象期間も拡大されます

▼災害・失業などを理由とした免除(特例免除といいますが、これまでは、申請時点の年度または前年度に災害・失業などの理由があることが条件となっていました。

▼26年4月からは、災害・失業などの前月から災害・失業などがあった年の翌々年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります

※26年3月以前にあった災害・失業も

国民年金後納納付書で将来の年金額を増やせます

後納納付書は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができます。

また、年金を受給できなかった方は後納納付書を利用することで年金が受けられる場合があります。過去10年以内に納め忘れた保険料がある方は、ぜひ後納納付書をご利用ください。

なお、後納納付書が利用できる期限は27年9月30日までとなっています。お早めに申込みください。

■後納納付書の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納納付書を申し込まれた方で、16年4月以降分の後納納付書の納付がお済みでない方は、納付書に記載された使用期限(26年3月31日)までに納付をお願いします。

なお、使用期限までに納付できなかった方が26年4月以降に納付を希望する場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所にご連絡ください。



土地・家屋等の縦覧・閲覧

●縦覧とは
固定資産税の納税者は、自己所有以外の土地、または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができ

●縦覧できる人
香南市への固定資産税の納税者

●必要な物
納税通知書や運転免許証など

●手数料 無料

●縦覧場所 税務課

●縦覧期間(土・日・祝日は除く)
4月1日(火)～6月2日(月) 8時30分～17時15分

●縦覧期間(土・日・祝日は除く)
4月1日(火)～6月2日(月) 8時30分～17時15分

●縦覧期間(土・日・祝日は除く)
4月1日(火)～6月2日(月) 8時30分～17時15分

「閲覧」土地・家屋の名寄せ帳兼課税台帳の閲覧

●閲覧とは
納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について一年を通して閲覧することができ

●閲覧期間 期間制限なし

●閲覧できる人
固定資産の所有者または納税者

後期高齢者医療保険料の納付はお済みですか?

25年度の後期高齢者医療保険料の納付は、25年7月31日の第1期納期限から始まり、26年2月28日に第8期の納期限を迎えました。

年金からの天引きでない方や、口座振替にされていない方は、お早めに納付をお願いします。

26年3月20日を過ぎても第8期の納付がない場合は、督促状が送られ、納付時に督促手数料が200円加算徴収されますのでお気をつけください。

●問い合わせ
市役所市民保険課



『原動機付自転車・軽自動車等の届け出』について

軽自動車や原動機付自転車、農耕作業車等の税金は、毎年4月1日現在、所有している方に課税されます。4月2日以後に名義変更や廃車の手続きをしても、その年度の税金(1年間分)がかかります。

●次の場合、早めに手続きを！

- ① 転入や転出等で駐車場が変わった
- ② 人へ譲渡したり、人から譲り受けた
- ③ 車両に全く乗らない
- ④ 車両やナンバープレートが路上等で紛失、または盗難にあった(警察署へ届け出をした後、受付施設で必ず廃車手続きをください。なお、警察署の受理番号が必要です)

※他市区町村で登録した原動機付自転車や農耕作業車等については、印鑑(納税義務者と届出者)とナンバープレート、車両のメーカー名、車台番号、排気量に分かるものを持ってきてください。なお、ナンバープレートがない場合は受け付けができませんので、車両を登録している市区町村にお問い合わせください

※新規登録や廃車等の届け出の受付施設は、車種によって異なります(下表)

▼軽自動車等の登録・廃車・変更届出の受付施設

車種	原動機付自転車(50cc～125cc)、農耕作業車など	軽自動車(四輪等)、軽二輪車(126cc～250cc)	二輪の小型自動車(251cc以上)
受付施設	市役所税務課 ☎57-8504 夜須支所 ☎55-3141 香我美支所 ☎55-2111 赤岡支所 ☎55-3111 吉川支所 ☎55-3121	軽自動車検査協会高知事務所 高知市長浜3106-3 ☎088-842-4311	高知運輸支局高知市大津乙1879-1 ☎050-5540-2077
必要なもの	印鑑、必要事項(メーカー名、車台番号、排気量)に分かるもの、ナンバープレート(廃車時・名義変更時)、旧所有者の譲渡証明書(個人譲渡時)	住民票(発行後3カ月以内)、印鑑(手続き内容にご注意ください)、自賠責保険証券、車検証または軽自動車届出済書、ナンバープレート ※手続き内容により必要書類が異なります。また、上記以外にも必要な書類がありますので、詳しくは受付窓口にお問い合わせください	

●問い合わせ/市役所税務課 ☎57-8504

